

ラス・カサスの『矯正論』における平和的布教観¹
—「布教と臣従化」の関係の考察を中心に—

**La evangelización pacífica de Bartolomé de las Casas
vista en su obra “*Octavo Remedios*” de 1542:
Basada en el análisis de la relación ideológica entre la
evangelización de los indígenas y su subordinación**

青野和彦
Kazuhiko Aono

Sumario

En la presente tesis, voy a dilucidar los pensamientos de la evangelización pacífica vista en la obra del dominico Bartolomé de las Casas, titulada “*Octavo Remedios*”, que presentó al Rey Carlos I en la junta de Valladolid de 1542, examinando su pensamiento sobre la relación ideológica entre la evangelización de los indígenas y su subordinación al Reino de Castilla. Además, también este análisis significa aclarar su punto de vista contra la Encomienda antes de que se promulgara las Leyes Nuevas en el mismo año.

Analizado algunos estudios anteriores se puede observar que estos serían comunes en el siguiente punto. Es decir, Las Casas halló la relación entre la evangelización y la subordinación al adquirir el consentimiento por los indígenas, racionalizándolo contra la Encomienda. A continuación, voy a analizar dicho tema con más precisión, considerando los siguientes puntos. Primero: aclarar la idea de Las Casas sobre la relación entre la adquisición de consentimiento de los indígenas, que él consideró como una condición necesaria para evangelizarlos y subordinarlos, y la bula “*Inter Caetera*” divulgada por el Papa Alejandro IV en el año 1493. Segundo: examinar la idea de Las Casas sobre el “libre albedrío” de los indígenas, que consideró como la causa necesaria para adquirir su consentimiento. Tercero: examinar su pensamiento sobre ‘la evangelización’ y ‘subordinación’, que se ha deducido a través del estudio del segundo punto. Luego voy a compararlo con su filosofía anterior, y además de ello, voy a examinar el desarrollo ideológico de su punto de vista de la evangelización que se ha deducido a partir de dichos estudios. Para aclarar estos puntos, voy a referirme al texto de “*Octavo Remedios*”, incluyendo las ideas políticas medievales y las obras de Francisco de Vitoria, teólogo y jurista dominico español.

Habiendo examinando los puntos arriba mencionados, el pensamiento de la evangelización pacífica de Las Casas en 1541, he podido llegar a las siguientes conclusiones: desde el punto de vista teórico, la idea de probar la injusticia de la Encomienda por las maneras teológica y jurídica, demostrando el concepto del ‘bien común’ que se basa en el albedrío de los indígenas, protegiendo su naturaleza humana. Y políticamente, la idea para procurar la abolición de la Encomienda por la manera de relacionar ‘la evangelización’ con ‘la subordinación’ bajo la dirección del Reino de Castilla.

はじめに

私はドミニコ会士バルトロメー・デ・ラス・カサス (Bartolomé de Las Casas, 1484–1566) の布教思想を彼の一次資料の解釈を中心に発展史的に研究している。先の研究では、彼が1536年から1538年までグアテマラにおいて採用した布教方針と『布教論』の原則との関連性を考察しつつ、彼の平和的布教 (evangelización pacífica) 観を発展史的に検討した²。特にここでは、先住民に対するカトリック教化とカスティーリャ王国 (Reino de Castilla, 以下、スペインと表記) 国王への臣従化という方針の両立が顕著にみられる。またラス・カサスは、1542年に開催されたバリャドリッド審議会時に国王カルロス1世 (Carlos I, 1516–1556) に提出した『第8番目の改善策』 (*Octavo Remedios*, 1542, 以下、『矯正論』と表記) でも、「委託制」 (encomienda, 以下、エンコミエンダと表記)³ の撤廃を主張する際、前記の方針に言及した。その結果カルロスは、その影響を受けてエンコミエンダの暫時撤廃を定める『新法』 (Las Leyes Nuevas) を同年発布した。それゆえ、『矯正論』におけるラス・カサスの平和的布教観を、布教と臣従化に関する彼の見解に着目しつつ解明することが重要な研究テーマになる。また本研究は、『新法』が制定される前の彼の反エンコミエンダの論点を明らかにする上でも意義があろう。

なお、本主題を論考する際、注目すべき研究はピダル、グティエレスそして染田のものである。彼らはラス・カサスが教皇アレクサンデル6世 (Alexander VI, 1492–1503) の『贈与大教書』 (*Inter Caetera*, 1493)⁴ に依拠し、カトリック教化をスペインによるインディアス (las Indias)⁵ 領有の最大根拠と捉えた点を指摘する。そしてそれを前提に、次の見解を示している。つまりピダルは、ラス・カサスが『矯正論』の中で、土地や財産の法的所有者である先住民に対する布教とスペイン国王への臣従化が正当となるための要件として、彼らの自由意志を尊重した点を挙げるのである⁶。またグティエレスは、ラス・カサスが信仰の受容の要件として先住民の「同意」 (consentimiento) の取得に求め、この宗教的自由の保障を前提として臣従化が成立し得ると考えた点を指摘する⁷。さらに染田は、ラス・カサスがスペイン国王によるインディアス支配を唯一の権原を『贈与大教書』に基づく布教権に見出し、また中世ヨーロッパの政治思想に依拠しつつ、君主側の同意取得義務と暴君に対する人民の抵抗権を根拠にエンコミエンダに反対した点を示す⁸。

総評すれば、これらの研究は次の点で一致していよう。つまりそれは、ラス・カサスが布教と臣従化との接点を先住民の同意取得に見出し、それをエンコミエンダへの反証とした点である。しかしながら本主題を解明する上で、前述の研究にはさらに次の諸課題が残る。つまり第一に、ラス・カサスが「布教と臣従化」の成立条件と考える先住民の「同意取得」を『贈与大教書』との関係でいかに理解したのかという問いの考察である。第二に、ラス・カサスが先住民の同意取得の原因と捉える「自由意志」に関する彼の見解の検討である。第三に、そこにみられる彼の「布教と臣従化」理解とそれ以前の理解との検討、さらにそこから導かれる彼の布教観の思想的発展性の考察である。

そこで本稿では、次の方法を用いたい。つまり、先の第一の課題を『矯正論』の執筆事情を参考にしながら、本書テキストにおける『贈与大教書』に関するラス・カサスの見解を参考に考察する。第二の課題を、本書と同時期に執筆されたラス・カサスの一次資料、布教と臣従化の関係を扱ったスペインのサラマンカ大学教授フランシスコ・デ・ビトリア (Francisco de Vitoria, c. 1480–1546) の講義およびラス・カサスに思想的影響を与えた中世の政治思想と

検討しながら考察する。そして、それを彼の従来 of 布教と臣従化の理解と検討することによって、第三の課題にアプローチする。最後に、この検討をもとに本稿の主題を解明したい。なお、彼の一次資料には、ラス・カサス協会版⁹を用いる。

1. 先住民の同意取得に関するラス・カサスの見解—『贈与大教書』との関係で

1.1 『矯正論』の執筆事情

まず、『矯正論』執筆の経緯にふれておく。ラス・カサスはメキシコとグアテマラの司教達¹⁰からインディアスで働く宣教師募集の要請を受け、彼らの推薦状を携えて1540年6月スペインに帰国した。彼は募集の傍ら、グアテマラでの平和的布教の推進に必要な国王証書を獲得するために宮廷活動も行った。その後1542年5月に国王カルロスは、スペイン人征服者達によるインディアス各地での殺戮やエンコミエンダによる先住民への抑圧的統治に対する緊急措置を講じるため、バリャドリッドにて審議会¹¹を招集した。国王への謁見の機会をうかがっていたラス・カサスもインディアスの実情報告者としてそこへ召喚された。その際、彼が国王に『インディアスの破壊に関する簡潔な報告』(*Brevísima relación de la destrucción de las Indias*, 1552, 以下、『簡潔な報告』と略記)と共に献上したのが『矯正論』である¹²。この経緯から、フェルナンデスが指摘するように、ラス・カサスは1539年のメキシコ滞在中にインディアスの実情を報告するために国王謁見を希望し、「新世界の全般的改善策を得る」¹³必要性から本書を作成していたと考えられる。

次に、『矯正論』の要旨にふれておく。エルナンデスによると、それは当地の先住民全員を自由な臣民としてスペイン国王を頭とする王室へ併合し、エンコミエンダを将来にわたり撤廃するというものである¹⁴。ラス・カサスはその理由を以下のように示す。

【1】エンコミエンダは教皇からスペイン国王に委託された改宗化の任務を阻害する(第1、第2の理由)。【2】同制度は先住民達のスペイン王国編入と国王への帰順を阻害する(第3の理由)。【3】同制度ではなく、聖職者達の愛と平和をとまなう対応によって先住民は導かれるべきである(第4の理由)。【4】同制度は先住民の上の国王の霊的、世俗的主権を侵害する(第5、第13の理由)。【5】同制度は神法、自然法、人定法に違反しており、エンコミエンダ所有者達(encomenderos、以下、エンコメンデロと表記)の特権も剥奪されるべきである(第6、第10、第11の理由)。【6】エンコメンデロ達は貪欲さから、神法、自然法、人定法に反して先住民を残酷に統治している(第7、第8の理由)。【7】国王の支配権は先住民達からの同意取得により成立し、エンコミエンダはその条件を欠く(第9の理由)。【8】エンコメンデロ達は同制度を温存するため、国王へ虚偽の情報を提供している(第12、第16の理由)。【9】同制度の存続が多くの弊害を生み、結果的に国王はインディアスを喪失する(第14、15の理由)。【10】同制度からの先住民の解放および安全確保が実現されてこそ、彼らの臣民化が促進される(第17、第18の理由)。【11】先住民への賠償の必要性(第19、第20の理由)。

特筆すべきは、これら理由の底流に先住民の改宗化を教皇からスペイン国王に委託された大事業とみなすラス・カサスの理解がみられる点である。特にそれは前記理由【1】に示されよう。また前述の要旨に注目すると、エンコミエンダが『贈与大教書』に示された教皇の意図に反するという見地から彼はその撤廃を求める目的で『矯正論』を執筆した事情も明らかになる。

1.2 先住民の「同意取得」に関するラス・カサスの見解

まず、『矯正論』における『贈与大教書』に関するラス・カサスの見解を明らかにしたい。彼は本書「第1の理由」の中で、インディアスの譲渡を神と教皇がスペイン国王に独占的に授与した特権 (f. 2v) として、さらに「第8の理由」の中で本教書の大義となる国王による布教を「神の摂理」と述べる (f. 24v)。これらの記述から、ラス・カサスは本教書を世界の終末時まで神の摂理により、教皇を通してスペイン国王に譲渡されたインディアスでの独占的布教と統治の法的根拠として捉えたことがうかがえる。それはラス・カサスが、「第3の理由」にて「世界の11時に」人々を甘美かつ魅力的にぶどう園に招く「マタイによる福音書」20:1-16のキリストの譬え話を挙げ、そこから異教徒の教化という国王の義務に言及する点 (f. 9) から判る。またそこには、『すべての人々を真の宗教に導く唯一の方法について』(De unico vocationis modo omnium gentium ad veram religionem, 1542、以下、『布教論』と表記) にみられるラス・カサスの救済摂理観も反映されている。例えば彼は、本書第5章第1節(5:1と表記)において神の摂理が定める方法、つまり全世界、全時代の人々を平和的にキリスト教に招く「布教原則」(f. 2v)¹⁵が5:19で「審判の日まで」続くことを述べる (f. 75v)。但しそこには、「ホアキニスモ (ヨアキニズム) (Joaquinismo) を信奉した同時代のフランシスコ会士達が抱いたような切迫した終末観¹⁶は見られない。

次に、教権と俗権つまり「布教と臣従化」と『贈与大教書』の関係に関する他ラス・カサスの見解を考察する。彼は『矯正論』「第1の理由」の中で、本教書に依拠しつつ、先住民のキリスト教化とカトリック教会への編入の必要性をエンコミエンダ撤廃の前提として挙げ (f. 2v)、「第2の理由」で、インディアスでの布教の確立のために先住民に対するスペイン国王の主権の必要性にも言及する (f. 4v)。また彼は、「第7の理由」の中で先住民の生命と財産を保護するためにも彼らを王国に編入する意義を示し (f. 24)、さらに「第9の理由」にて国王の支配権が教皇によって委任された使徒職、つまりキリストの福音の弘布と先住民の改宗に依拠することを述べる (f. 27)。ここからラス・カサスは、『贈与大教書』を至高の権威と捉え、その下に「パトロナト・レアル」(patronato real)¹⁷によって保障されていたスペイン国王の教権を、さらにその下に俗権を位置づけたことが判る。なおその思想的背景には、中世期以来スペインに存在した王権の起源を神に見出す理論¹⁸がうかがえる。インディアス発見当初の領有を巡る議論の際、『贈与大教書』を根拠にしてその正当性が主張されたのもこのためであり、ラス・カサスの見解もその系譜上にあるものと考えられる。

ではラス・カサスは、教皇の権限をいかに捉えたのか。ビトリアの見解と比較してみたい¹⁹。ビトリアは『最近発見されたインディオについての第一の特別講義』(Relectio prior de indis recenter inventis, 1539、以下、『インディオについて』と略記)第1部第2章の中で、特定の皇帝によるインディアスを含む世界の支配の僭称も聖書(神の法)を根拠に否定した²⁰。またビトリアは、インディアス先住民に対する教皇の世俗的権限のみならず、「コリント前書」5:12-13に依拠して彼らに対する霊的権限も否定した²¹。一方、ラス・カサスは『贈与大教書』を神の発意と捉え、教皇の譲渡を根拠にインディアスにおけるスペイン国王の教権と俗権を正当化した。但し後述するように、それは条件付きの承認であった。

さらに、先住民の同意取得に関するラス・カサスの見解を明らかにしたい。まず『矯正論』「第9の理由」における言及箇所を挙げる。

それゆえ、すべてあれらの民衆と人々は自由であること、そして以前発見され、発見された今日も、すべての自由な民衆と都市が普遍的君主に対して為すべきように、何者にも国王陛下以外の者への奉仕と服従をさせてはならないことが真実であると思われる。(……)

また、彼らが自らの意志で国王陛下を最高の君主として受け入れること（も真実）である (f. 26v)²²。

(……) すべて、最高の自由と自由な能力をもってすべての人間のうちに愛徳の状態を作り、形成する。なぜなら、聖なる信仰を受容するために意志の自由が直ちにそれを受容することが要求されるからであり、信仰を望むか受け入れないかは、神は各人の自由意志に委ねられたからだ。それゆえ、神がすべてこのことにおいて為そうとされる目的は、あれらの人々の自発的な望みに基づくものであり、疑いなく、最高の主人である彼らに対して行われるいかなる力や暴力に基づくものではない。すべて他の事柄も人々の意志に反して行われるべきでなく、またそうすることもできず（そこにおいて無秩序や不正を行うべきでない）、その意志に従い、一致し、それを認め、同意するものでなければならない (f. 27)²³。

(……) もし前述の自由に対するいかなる害をも、受容し、同意することがまさに自由な人間の自発的かつ自由で強制されない意志から発出しなければ、すべては強制的、暴力的、不正かつ邪悪であり、自然法によれば、いかなる価値も実体もない (……) (f. 27v)²⁴。

以上の記述から、ラス・カサスはインディアス先住民の自由意志から「同意」が生まれ、その取得を布教と臣従化を達成する上で不可欠な条件と捉えたことが明らかになる。そして彼は、それを満たすことにより、『贈与大教書』をとおして教皇から譲渡されたスペイン国王のインディアスの独占的布教権と領有権が正当化され得ると理解した点も判明する。それゆえラス・カサスは、先住民の自由意志を布教と臣従化の成立要件として捉えたと言える。さらに『矯正論』の執筆事情を勘案すれば、彼は自由意志を尊重する立場からエンコミエンダの不当性を証明したことも明らかになる。では彼は、自由意志をいかに理解したのか。彼の他の一次資料からも、その問いを探りたい。

2. ラス・カサスの「自由意志」理解

2.1 布教に見られる「自由意志」理解

ここではまず、一次資料にみられるラス・カサスの「自由意志」理解に注目する。『布教論』5：2-4の中で、彼は主にトマス・アクィナス (Thomas Aquinas c. 1225-1274) の諸々の著作を援用しつつ前述の「布教原則」を論証する際、自由意志に言及する。例えば、彼はその箇所、『真理論』 (*De Veritate*, q. 24, a. 1) を典拠に自由意志が理性的被造物としての人間を善、真理、徳、正義そして信仰へ導く人間の自然本性であることを述べる。因みに、その箇所トマスの言う自由意志はなすべき行動についての人間の「理性」(ratio) の自由な判断力である²⁵。そして、そこからラス・カサスはこの判断力によって人間は「理性」による思料を媒介にし、「知性」(intellectus) が信仰を善として判断し、「意志」(voluntas) がそれを望んで受容することを説明し、先の「布教原則」の妥当性を証明する。この論述から、ラス・

カサスは自由意志を人間が信仰へ到達する上での必要な自然本性的認識の根源に存在する、人間自らの権能による判断（選択）力として理解したことが判る²⁶。但し彼は、『布教論』5:1 (f. 4) の中で『神学大全』(*Summa Theologiae*, 1265–1274, II–2, q. 6. a. 1) を典拠に論述するように、人間が信仰を認識し、意志する上で神の働きを第一動因と考える点に留意したい。また彼は、『布教論』5:7 (f. 25) でも神の付与する「恩恵」(*gratia*) を人間が信仰に到達するための絶対条件とみなす。なおそこには、神の恩恵が人間の「自然本性」(*natura*) を破壊することなく、それに調和する方法で人間を信仰に導くという『神学大全』[I, q. 1, a. 8, ad. 2] の教説が反映されている²⁷。

続いて、ラス・カサスの書簡に注目する。彼は『インディアスの改善策に関する簡潔な結論』(*Conclusiones sumarias sobre el remedio de las Indias*, 1542) の中で『矯正論』「第9番目の改善策」を要約する際、インディアス先住民の自由が最大かつ確実に保障される、穏和な方法に則る信仰の教導の必要性を述べる²⁸。彼はそこにおいて自由意志に直接ふれていないが、先住民の自由な信仰認識を重視している点で、『布教論』で言及した自由意志と同じ理解を示しているものと考えられる。

次に、これをピトリアの見解と検討したい。ピトリアは『インディオについて』第1部第2項第6命題の中で、先住民によるキリスト教への拒否が彼らに対する征服戦争の正当な理由になり得ないことを論じる。彼はその理由として、『神学大全』[II–2, q. 10, a. 8] およびアリストテレスの『ニコマコス倫理学』第3巻第1章を典拠に、恐怖心が人間の意志の働きを弱める点を挙げ、さらに信仰は意志の行為であるゆえ、頑強にキリスト教信仰を拒否した異教徒やユダヤ人に対して改宗が強制されるべきではない点も示す²⁹。つまりピトリアは、信仰が意志の行為であり、人間はそれを自分の判断で選択すべきである点から未信者に対する強制に反論し、さらに先住民が信仰を受容する義務を持たない点も証明するのである。そこから、ピトリアは自由意志を人間の意志の行為つまり自由な判断力として捉えたことが明らかになる。

この見解と比較すると、ラス・カサスとピトリアはトマスの論考に基づいて自由意志を人間の自然本性的な判断力と捉える点で一致していよう。しかし双方は、先住民の信仰認識の可否をめぐる見解が異なる。つまりピトリアは、前掲講義第1部第1章に見られるように、先住民がある程度の自治能力を具えている点から彼らの理性を認め、彼らが「自然奴隸」であることを否定した³⁰。そしてこの観点から、彼らへのキリスト教信仰の強制を禁じたのである。その反面で、彼は先住民のキリスト教信仰への認識の可能性については疑問視したものである。例えばそれは、彼が本講義第3部第1項の中で先住民を「ある程度まで動物のようであり、また教化される能力に欠ける島人達」と評する点からうかがえる³¹。要するに、信仰認識におけるピトリアの自由意志理解はユダヤ人やイスラム教徒を対象としたものであり、インディアス先住民に向けられたものとは判断し難いのである。一方ラス・カサスは、彼らもまた自由意志を有する人間であり、キリスト教信仰への認識能力を具える理性的被造物とみなした。そのことは前述の『布教論』の記述やインディアスにおける彼のそれまでの活動を参考にすれば明白であり、その点にピトリアの見解との顕著な違いが認められる。

2.2 臣従化に見られる「自由意志」理解

まず、ラス・カサスの自由意志の理解が見られる一次資料に注目したい。少し後年の『皇帝宛の覚書』(*Memorial al Emperador*, 1543) の中で、彼はスペイン国王に対する先住民の臣

従化が可能になるための条件を示す。つまりそれは、インディアスの最高司法行政府 (audiencia)³² の官吏や聖職者達が先住民領主達や民衆の自由を尊重し、同意を得ることである³³。ラス・カサスはまた同じ覚書において、先住民の自由意志を重視して彼らを奴隷状態から解放し、彼らの生活を復興させるために国王の財政援助を要求している³⁴。この内容から、ラス・カサスは先住民の自由意志、特にそれに由来する彼らの同意を臣従化の必要条件として捉えたことが判る。さらに彼は『矯正論』「第9の理由」で、君主は民衆に危害を与えることはできず、また民衆も君主に同意するべきという一般原則を示す点 (f. 28v) から、民衆の同意取得を国王の統治の成立条件と考えたものと言える。また、松尾が指摘するように、そこには王の地位が人民の同意に基づくものであるとする社会契約説および自決権の萌芽もみられよう³⁵。

なお染田は、ラス・カサスが君主の同意取得義務や支配者と被治者を等しく義務づけ、政府の権力を制限する法律を重視した背景に、中世ヨーロッパの政治思想、特にトマスの制限君主論の影響を挙げる³⁶。それに関し、トマスの『王制論—キプロス王のために』 (*De Regno ad Regem Cypri*, c. 1265) を参考にしたい。本書の中でトマスは、「共通善」 (bonum commune)³⁷ の追求という王の職務を強調し [I, 1]、僭主制を回避するために複数の支配者による統治に制限を加え [I, 3; 5]、民衆による王の選択権や罷免権を尊重する [I, 6]。

トマスのこの君主論は、『矯正論』にも反映されている。例えばラス・カサスは、本書「第8の理由」の中で全世界の人々は自分達の君主を1名置くのが自然な統治形態であるため、先住民が残虐な複数のエンコメンデロに仕えるのは不必要と述べる (f. 25)。また彼は、神の摂理が与えたスペイン国王の主要任務を先住民の改宗化と捉え、「共通善」を同国王による「民衆への良い統治と体制、ふさわしい文明生活の調和への秩序づけ」 (ff. 24v–25) と定義する。それゆえラス・カサスにとって、先住民の臣従化の目的はこの「秩序づけ」であることもうかがえる。さらに前述の内容も勘案すると、彼にとってそれはまず先住民の改宗化、次にその達成のためのエンコミエンダに依存しない臣従化に向けての人道的な「秩序づけ」であったと言える。但し、彼が改宗化の場合と同様、その際重視した条件が、先住民の同意取得であった。そこから彼は、統治者が「共通善」を求める過程で民衆の同意取得を生み出す要因として自由意志を捉えたことが判る。

次に、この見解をビトリアのそれと比較検討したい。ビトリアは教会と国家を区別し、『国家権力についての特別講義』 (*De potestate civili*) の中で国家は政治権力の質料因であり、自ら統治し、その全権力を共通善に向ける権限を有する機関であると述べる³⁸。松森が指摘するように、その際、彼は中世期の「神秘体」 (corpus mysticicum) 論に由来する人体のアナロジーを用いて、都市 (国家) が市民の公共善のために秩序づけの力を持ち、完全性を保つべき点を挙げる³⁹。なお、ビトリアは先住民のスペイン国王への臣従化について、『インディオについて』第1部第2項で言及する。そこにおいてビトリアは、先住民がスペイン人の到来以前に自分達の支配者や君主を有していた点から、正当な理由なく彼らを犠牲にしてまで新しい支配者を受け入れたり、人民の同意を得ずに新しい君主を立てたりすることに異議を唱える⁴⁰。つまりビトリアは、民衆の自由意志に基づく自発的選択権を臣従化の成立要件として理解したのである。

この検討からラス・カサスの見解は、精緻な法学的論考を欠くものの、自由意志を先住民の臣従化の目的となる「共通善」への秩序づけの成立要件として捉えた点でビトリアのそれと一

致することが判る。但し「共通善」に関して言えば、ビトリアがそれを靈的善と君主による世俗的善とに区別した一方、ラス・カサスは双方を包括的に捉えた点に違いがみられる。

2.3 ラス・カサスの「自由意志」理解

以上の考察から、ラス・カサスは「自由意志」を、布教と臣従化を介して先住民を「共通善」に導く際の条件となる「同意」を生み出す判断力と考えたことが判る。但し前述のとおり、彼は信仰の教導において神の「恩恵」を第一動因とみなすのであるが、「自由意志」もまたすべての人間が本性的に具える自由な判断力・選択能力として重視するのである。

また16の世紀スペインの人文主義 (humanismo) と比較した際、彼の理解の特色がより鮮明になろう。近世ヨーロッパにあって人文主義は、ギリシア・ローマの古典に回帰することですべての人間の価値を認める傾向を持っていた。それは「万民法」(jus gentium)⁴¹をインディアス先住民に適用したビトリアの法思想にも見られる。因みにアスティゲタが説明するように、当時のスペインにおいて特にアリストテレス主義は、サラマンカとアルカラ両大学における公認哲学として強い影響力を有していた⁴²。反面、アリストテレスは個人や団体の理性を重視したため、山内が指摘するように、そこには「文明が野蛮を制する」という思想もみられた⁴³。それは後年の1550年にバリャドリードでラス・カサスと論戦したアリストテレス研究の第一人者フワン・ヒネス・デ・セプルベダ (Juan Ginés de Sepúlveda, 1490–1573) に代表されるように、「未開人」(barbaros) とみなされた人々に対する文明的ヨーロッパによる正戦論を正当化する根拠にもなった。またこの傾向は、インディアス先住民に対して前述の「自然奴隷説」を適用した当時のスペインの聖職者達にもみられる⁴⁴。

このように、先住民の理性を疑問視する人文主義者達が存在する当時のスペインにあって、ラス・カサスは万民の価値を認める人文主義本来の考えを先住民に適用した。さらに彼は、聖書、特にキリストの布教命令を重視して先住民に対する野蛮性の概念を打破し、征服戦争も否定した。その点で彼の思想は、初代メキシコ司教フランシスコ会士フワン・デ・スマラガ (Juan de Zumárraga, 1468–1548) やラス・カサスが尊敬したドミニコ会士ペドロ・デ・コルドバ (Pedro de Córdoba, 1482–1521) のそれと通底する。つまり、すべての人間が同じ理性を具え、神の前に等しく創造されたという観点から、彼らは先住民の人間性を認めたのである。そしてそこから、彼らは隣人愛を実践すべきキリスト教徒達の責任を強調した⁴⁵。特にラス・カサスの「自由意志」理解には、このようなキリスト教的人文主義のみならず自らの布教体験から形成された人間観やトマスの救済観の影響もみられる。この点も勘案すると、ラス・カサスの理解する「自由意志」は、先住民を「共通善」へ導くために彼らに向けて普遍化されたものであり、そこに思想的特色が認められる。では、『矯正論』における彼の「布教と臣従化」理解には、どのような思想的発展性が読みとれるだろうか。

3. ラス・カサスの「布教と臣従化」理解の検討—その発展性

3.1 従来の「布教と臣従化」理解

『矯正論』執筆期以前のラス・カサスの「布教と臣従化」理解が顕著にみられるのは、第一に1516～1519年におけるスペイン宮廷での活動期、第二に1531～1535年のエスパニョーラ島とニカラグアでの活動期、第三に1536～1538年のグアテマラでの活動期である。彼はこれらの時期にスペイン宮廷の要職者達に書簡を送り、スペイン軍の征服戦争とエンコミエンダによって

荒廃したインディアスの改革を提案していった。そこには次の理解が見られよう。つまり第一の時期、彼は平和的布教とカリブ海島嶼部やティエラ・フィルメ⁴⁶における先住民の貢納体制の確立を目指す「共同体」(comunidad) 建設による臣従化を同じ比重で考えていた⁴⁷。しかし彼は、第二の時期では布教と臣従化の推進という従来の路線を継承しつつも平和的布教をより重視し、それを実質的な臣従化の前提と捉えていた⁴⁸。その背景には、国益偏重の政策は結果的に布教を征服戦争とエンコミエンダを軸とする統治政策に追従させてしまうという以前のクマナー⁴⁹での体験から得た彼の教訓がうかがえる。そして第三の活動期に、彼は先住民の自由意志を尊重し、神の求める正義に準拠してこそ彼らの改宗化と臣従化が実現可能であると考えた⁵⁰。また彼はそれに伴い、宿願であったエンコミエンダの廃止を目指す「先住民擁護活動」(indigenismo) も実質化できることを確信した。つまり彼はこの時期、神の救霊意志の下に布教と臣従化という従来の霊的、世俗的性質を持つ二つの方針を位置づけ、それをスペイン国王の使命として捉えたのである。

以上の活動期を概観すると、ラス・カサスの理解は先住民の救霊をより重視する性質を帯びていったことが判る。また、そこにはスペイン国王の主導下でエンコミエンダを撤廃する政策的意図もみられる。

3.2 『矯正論』における「布教と臣従化」理解との検討

ラス・カサスの従来の「布教と臣従化」理解には、反エンコミエンダの主張が一貫してみられる。それゆえ検討に際し、『矯正論』で彼が示す同制度の問題点を明らかにしておく必要がある。彼は本書の中で主に2つの点を問題にしている。つまり第一にそれは、彼が「第11の理由」で叙述するように、苛酷な労働を伴うエンコミエンダがインディアスにおいて先住民を死滅させる原因となっていた点 (ff. 32v-41v) である。特に、彼は同制度がインディアス社会全体を破壊する疑似奴隷制と化していた点を危惧していた。第二に、彼が問題視したのは同制度の不法性である。それについて彼は同制度が諸法に違反し、スペイン国王の主権や権威を侵害するものであること (f. 11v ; 32v) を述べる。何よりも彼が聖職者として問題視したのは、「神法」(derecho divino)⁵¹ に対する侵害であろう。なぜなら彼は、エンコミエンダが神法としてのキリストの福音に完全に違反する点を挙げるからである。特に彼は、「第7の理由」の中でキリストの到来が黄金の獲得のためではなく、人間の贖罪のためであった点を強調し (f. 20v)、同制度の根底に潜む征服者達の貪欲を暴露する。さらにラス・カサスは、「第10の理由」で同制度がカトリック信仰のみならず、国王への奉仕と利益、全世界の共通善や自然法にも反するものである点を述べる (f. 30v)。彼はこのように、エンコミエンダをその破壊性のみならず、神法、自然法および共通善との矛盾性からも問題視したのである。

次に、この問題点をバリャドリード審議会の議員達の見解と検討しておきたい。彼らはエンコミエンダをめぐる、存続派と廃止派に分裂した。つまり存続派は、同制度が征服者に対する褒章制度として定着していた点、そしてインディアスの支配と治安維持にとっても不可欠である点からそれを支持した。一方、廃止派はエンコメンデロ達が当地において王権の確立を妨害する特権的社会集団へと変貌した点を憂慮した。しかし、染田が指摘するように、結果的に審議会はエンコミエンダの政治・経済的機能を重視したため、ラス・カサスが問題視した同制度の法的正当性までは議論しなかった⁵²。なぜなら、議員達はエンコメンデロ達による虐待や酷使からの先住民の保護を考慮したものの、先住民の使役自体を当然と考え、同制度が王国にも

たらず利益を優先したからである。それに対しラス・カサスは、審議会時に『矯正論』をとおして先住民が同制度によって死滅させられている実態から、また法学・神学面からも、その不当性や罪性を証明したと言える。特に彼は本書の「第10の理由」に見られるように、共通善の観点から先住民の同意を欠く労働酷使に反対し、その元凶である同制度の無効性を主張した。

さらに、ドミニコ会士達と同時期にインディアスに滞在していたフランシスコ会士達による先住民擁護活動にも注目しておきたい。例えば前述のスマラガは、ヌエバ・エスパーニャ副王安トニオ・デ・メンドサ (Antonio de Mendoza, 1495-1552) に対し、先住民を戦争奴隷として捕獲することが布教の障害となる点を主張した。その際、彼は先住民が自然奴隷ではありえないこと、そして『贈与大教書』発布の目的が平和的布教にあったことを論点とした⁵³。またフランシスコ会士ハコボ・デ・タステラ (Jacobo de Tastera, c. 1470-1543) は1533年に国王カルロスに書簡を送り、先住民が秩序ある政治・社会制度を持つことを報告し、戦争奴隷の承認が神法およびスペインのインディアス事業の主旨に反することを訴えた。ラス・カサスの『簡潔な報告』によると、彼は1534年以降同僚修道士達と共にユカタン半島西部のチャンポトンにてマヤ族への平和的布教に着手し、領主達の改宗化に成功した⁵⁴。このようにフランシスコ会士達は、全般的にエンコミエンダよりも戦争奴隷の解放に尽力していった。特に彼らは先住民を理性的存在と見なし、平和的布教をスペインのインディアスの存在根拠と捉え、その実効化を試みた点でラス・カサスの反エンコミエンダの姿勢と共通している。なおラス・カサスも、『ティエラ・フィルメのための改善に関する覚書』 (*Memorial de remedios para Tierra Firme*, 1519) の中で、当地からエスパニョーラ島等へ不法連行された先住民を生地に帰還させることを訴えた⁵⁵。しかし彼は、戦争奴隷獲得を目的とした公認制度としてのエンコミエンダを先住民社会の破壊の元凶として問題視していった。

以上の検討から、ラス・カサスは『矯正論』の中で布教を『贈与大教書』に由来するスペイン国王の最優先使命と捉えた点で従来の方針を踏襲したことが明らかになる。しかし彼は、フランシスコ会士達以上に国王主導による徹底した布教と臣従化の推進を志向していたものと考えられる。特にそこには、インディアスにおける共通善の追求という彼の理念がみられよう。つまり彼は、神意としての先住民の救霊を国王が実現すべき最高善として捉えたのである。さらに、彼は救霊を先住民の自由意志を尊重した平和的布教と臣従化との融和によって実現すべき使命として位置づけたものと言える。換言すれば、彼は布教と臣従化を最高善の達成のための不可欠な要因として理解したのである。その結果、彼はエンコミエンダをその達成を阻む最大の障害として捉え、『矯正論』の中でその廃止を主張したのである。なおトドロフは、ラス・カサスが教権政治国家を夢見たことが中世回帰であったと指摘する⁵⁶。彼が『贈与大教書』を根拠にスペインによるインディアス統治権を正当化した点で、確かにそれは正しい指摘であろう。またそれは、植民地主義 (colonialismo) を選択⁵⁷する結果になったかもしれない。しかしラス・カサスの真意は、権益獲得に偏重しやすい従来の本国王室のインディアス政策の目標を、前述の最高善の追求へと抜本的に転換させることにあった。その点でそれは、スペインの利権優先型の植民地主義と質的に異なるものであったものと言える。そして、その転換の必要性をトマスの「共通善」概念を援用しつつ理論的に証明した点に、ラス・カサスの「布教と臣従化」理解の思想的発展性が認められる。

おわりに

以上の論考から、ラス・カサスの『矯正論』にみられる平和的布教観は次のように収斂されよう。

まず理論面から言えば、それはインディアス先住民の人間性を擁護し、彼らの救済の意義を訴えるという従来の主張に加え、彼らの自由意志に基づくヨーロッパの伝統的な「共通善」概念を根拠にエンコミエンダの不当性を神学・法学的に証明する考えである。またそこには、トマスの創造論と贖罪論の適用範囲をヨーロッパ圏外のインディアス先住民へ広げることで、それらの理論をより普遍化し、彼らへの布教の可能性を証明する意図も顕著にみられる。そしてその点に、ビトリアの思想にみられない斬新性と功績が認められる。

次に政策面から言えば、それはカトリックの布教がエンコミエンダからの先住民の幸福、人権、生存権、財産権の擁護を伴う国王主導型の救済でなければならないという見方である。そしてその核心には、彼の『贈与大教書』理解がみられる。つまり、彼は同教書の発布の最大目的であるインディアスの布教をスペイン国王に対する神の発意と受け止め、先住民の自由意志を条件とする臣従化と一体化した平和的布教を従来以上に国王の責務と確信したのである。またそこには、エンコミエンダによってインディアス先住民の死滅が加速してゆくというラス・カサスの危機感もうかがえる。この点は、ラス・カサスが『矯正論』の中でスペインに対する神の審判を予言した点 (f. 53) からもうかがえよう⁵⁸。それゆえ、彼は統治者としてのスペイン国王に本書をとおして、エンコミエンダを神意に反する非合法・非人道的な制度として論証し、緊急にその撤廃を求めたものと言える。

今回の研究をとおして、ラス・カサスがバリャドリード審議会時にこの平和的布教観を反エンコミエンダの論拠とした点が明らかになった。また、彼は『簡潔な報告』をとおしてスペインによる征服戦争の不当性も同議会にて主張した。本書の論点からも彼の平和的布教観を解明し、『新法』制定への影響を検証する作業が今後の課題となろう。

注記および参考文献

- 1 本稿は、2015年9月18日～19日に東京女子大学において開催された第66回キリスト教史学会第66回大会時に同じ論題で発表した内容に若干修正を加えたものである。
- 2 青野和彦「グアテマラにおけるラス・カサスの平和的布教観 (1536～1538年)」『キリスト教史学』第69集、2015年、137-159頁。
- 3 スペインの征服地住民をカトリック教化する目的で受給者に一定数の先住民を割り当て、賦役・公租させる制度。1503年にイサベル I 世によって認可された。
- 4 教皇がカトリック両王 (Fernando V, 1474-1504, Isabel I) の国土回復運動 (Reconquista) の功績と未信者への布教活動を目指した海外遠征を讃える目的で1493年5月3日に発布した教書。カトリック両王が派遣した使者によって発見された土地と将来発見される陸地と島々をすべて、両王とその王位継承者に永久に割譲することが主旨となる。なお、両王はポルトガルとの海外覇権を巡る競合の中でインディアスの所有権の保証を必要とし、同教書を教皇に要請していた。
- 5 本稿では、現西インド諸島および中南米大陸における16世紀のスペイン征服地を指す。
- 6 R. M. Pidal, *El Padre Las Casas, su doble personalidad*, Espasa-Calpe, S. A.:

- Madrid, 1963, p.124.
- 7 G. Gutierrez, *En busca de los pobres de Jesucristo, el pensamiento de Bartolomé de Las Casas*, Lima: Instituto Bartolomé de Las Casas, 1992, pp.527–528.
 - 8 染田秀藤『ラス・カサス伝 — 新世界征服の審問者 —』、岩波書店、1990年、190–191頁。
 - 9 *Fray Bartolomé de Las Casas Obras completas*, 14 tomos, Madrid: Alianza Editorial, 1989–1998. なお一次資料を引用する際、以下の注において *Obras completas*, 巻数、著名、発行年、頁数の順で表示する。
 - 10 トラスカラ司教フリアン・ガルセス (Julian Garcés, 1452–1541) およびグアテマラ司教フランシスコ・マロキン (Francisco Marroquín, 1499–1563) を指す。
 - 11 そこにはカルロスの臨席のもと、インディアス枢機会議 (Consejo de las Indias) の議長ガルシア・デ・ロアイサ・イ・メンドサ (García de Loaysa y Mendoza, 1478–1456) を含む13名が出席した。構成員は同枢機会議から3名、カスティーリャ枢機会議から4名、宗教騎士団枢機会議から2名、その他4名であった。なお、インディアス枢機会議は1524年にインディアス統治のために設けられたスペイン国王直属の最高の諮問機関であった。
 - 12 なお、本書は20の改善策のうちの第8番目のものであり、そのテキストとそれを要約した『インディアスの改善策に関する簡潔な結論』のみが現存する。
 - 13 I. P. Fernández, *Bartolomé de Las Casas, viajero por dos mundos, Su Figura Su biografía sincera Su personalidad*, Archivos de Historia Andina 30, Centro de Estudios Regionales Andinos “Bartolomé de Las Casas” :Cuzco, Perú, 1998, p.85.
 - 14 *Obras completas*, t. 10, *Tratados de 1552*, p.287.
 - 15 その内容は次のとおり。「人々に真の宗教を教えるために神の摂理によって定められた方法は、全世界、全時代のための唯一、ひとつのものであった。つまりそれは、理性によって知性を説得し、意志を甘美に招きよせ、説くものであった。そしてこの方法は、宗教の違い、誤謬や陋習が見られたとしても差別されることなく、世界のすべての人々に共通のものでなければならない」。(“Unus et idem modus et solus docendi homines veram religiomen fuit per divinam Providentiam institutus in toto orbe atque in omni tempore, scilicet, intellectus rationibus persuasivus et voluntatis suaviter allectivus vel exhortativus. Quippe qui esse debet communis universis hominibus de mundo, sine diffetentia discretionis ullae vel sectarum et errorum vel morum ruptorum.”) *Obras completas*, t. 2, *De unico vocationis modo*, 1990, p.16.
 - 16 むしろラス・カサスは、本書5：3と5：4で述べるように、信仰について思料するための時間をかけた方法をそこへ到達するための必要条件と考えた (12v; 14; 16v)。なお「ホアキニスマ」とは、フランシスコ会士フィオーレのヨアキム (Joachim de Fiore c. 1132–1202) の「千年王国論」に由来する終末思想である。その詳細については、次の文献を参照せよ。T. モトリニーア著・小林一宏訳『ヌエバ・エスパーニャ布教史』(大航海時代叢書 [第Ⅱ期] 14)、岩波書店、1979年、629–630頁。
 - 17 『贈与大教書』に由来するスペイン国王のインディアスにおける独占的布教権。またそこには、当地の領有権、教会の十分の一税 (diezmo) や聖職者の任命権も含まれていた。

- 18 松森奈津子『野蛮から秩序へーインディアス問題とサラマンカ学派ー』、名古屋大学出版会、2009年、42頁。
- 19 なおラス・カサスが、ビトリアの名に最初に言及したのは1543年の『皇帝宛書簡』であると考えられる。そのため、『矯正論』執筆時にビトリアの講演及び著作に触れた可能性は少ない。
- 20 本講義の底本として、次のものを使用した。F. Vitoria, *Relectio de Indis o libertad de los indios*, edición crítica bilingüe por L. Pereña y J. M. Perez Prendes y estudios de introducción por V. Beltran de Heredia, R. Agostino Iannarone, T. Urdanoz, A. Truyol y L. Pereña, Corpus Hispanorum de Pace, volumen V, Consejo superior de Investigaciones científicas: Madrid, 1967. なお訳出の際、次の文献に所収の邦訳を参考にした。佐々木孝訳『人類共通の法を求めて』（アンソロジー新世界の挑戦6）、岩波書店、1993年、45頁。
- 21 *Ibid.*, p. 142, 邦訳57頁。
- 22 “Supuesta, pues, esta verdad, que todos aquellos pueblos y gentes son libres, y que a nadie del mundo debian nada antes que se hallasen ni cuando se hallaron, ni hoy deben después de hallados, sino a Vuestra Majestad servicio y obediencia, no cualquiera, sino como la que deben los pueblos, conviene a ciudades libres a su universal rey y señor. (...) de su propia voluntad rescibirán a Vuestra Majestad por señor. Supremo.”, *ibid.*, p.326.
- 23 “...todo lo cual hace y constituye el estado y calidad de todos ellos en mayor libertad y facultad de libres. Porque, para recibir nuestra sancta fe, requiérese en los que la han de aceptar y recibir prompta libertad de voluntad, porque la dejó Dios en la mano y albedrío de cada uno, si quisiere o no recibirla. Y como esto, que es el fin que Dios pretende en todo este negocio, sea y esté fundado en el querer voluntario de aquellas gentes, y no en fuerza o violencia alguna, que se les haga, sindubda ninguna, muy alto señor, todo lo demás no ha de ser ni puede ser (si en ello no ha de haber desorden o infusticia) contra su voluntad, sino según y conforme a ella, y aprobándolo y consintiéndolo ellos.”, *ibid.*, p.327.
- 24 “...si no sale de su espontanea e libre y no forzada voluntad de los mismos hombres libres aceptar y consentir cualquiera perjuicio a la dicha su libertad, todo es fuerza e violento, injusto y perverso, y según el derecho natural, de ningún valor y entidad...”, *ibid.*, p.328.
- 25 青野和彦「ラス・カサス『布教論』の研究(2)ーインディアス先住民の‘信仰の認識’を中心にー」『神学研究』（関西学院大学神学研究会）、第54号、2007年、58頁。
- 26 同上、62頁。
- 27 ラス・カサスの考える恩恵と人間の自然本性の結合根拠については、次の論文も参照せよ。青野和彦「ラス・カサス『布教論』の研究(3)ー第5章第6ー8節の宣教方法における信仰理解ー」『キリスト教史学』第62集、2008年、76ー79頁。なお、本稿で言及するトマスの著作の底本に次のものを使用した。 *Corpus Thomisticum*, Fundación Tomás de Aquino, 2000ー2013, <http://www.corpusthomisticum.org/>

- 28 *Obras completas*, t. 13, *Carta y memoriales*, 1995, p.127.
- 29 Vitoria, *op.cit.*, p.p.65–66, 邦訳73–74頁。
- 30 *Ibid.*, pp.29–31, 邦訳34–36頁。
- 31 *Ibid.*, pp.119–120, 邦訳141頁。
- 32 インディアスの主要都市に設置された司法、行政を司るスペインの統治機関。時には立法機能も果たした。
- 33 *Obras completas*, *op. cit.*, p.135.
- 34 *Ibid.*, p.142.
- 35 松尾佳枝「ラス・カサスの戦争論—国際法思想史の一考察—」『亜細亜法學』18(2)、亜細亜大学法学研究所、1984年、130–131頁。
- 36 染田、前掲書、191頁。
- 37 トマスの捉える「共通善」とは、アリストテレスの政治思想を背景とした共同体成員の善き生活のために存在する共通の利益である。柴田平三郎訳『トマス・アクィナス君主の統治について—謹んでキプロス王に捧げる—』、慶應義塾大学出版会、2005年、179頁参照。
- 38 上智大学中世思想研究所編訳『中世思想原典集成20—近世のスコラ学—』、平凡社、2000年、133頁。
- 39 松森、前掲書、207頁。
- 40 Vitoria, *op.cit.*, p.73, 邦訳81頁。
- 41 ビトリアのいう万民法は、全人類に共通な万民的な性質の自然法であって、その自然法の原則が慣習法として実定化されたものである。伊藤不二男『ビトリアの国際法理論』、有斐閣、109頁参照。
- 42 B. P. Astigueta, *Filósofos humanistas novohispánicos en Iberoamericana*, vol. 19, segundo semestre, Instituto Iberoamericano, Universidad Sofía: Tokio, 1997, p.33.
- 43 山内進(編)『正しい戦争という思想』、勁草書房、2006年、73頁。
- 44 例えば、ブルゴス司教フワン・ロドリゲス・デ・フォンセカ (Juan Rodriguez de Fonseca, 1451–1524)、国王付き説教者ベルナルド・デ・メサ (Bernardo de Meza, 生没年不詳) とグレゴリオ学士 (Licenciado Gregorio, 生没年不詳)、ダリエン (現パナマ) 司教フワン・デ・ケベド (Juan de Quedo, ?–1519) が該当する。
- 45 Astigueta, *op. cit.*, p.42; 「ペドロ・デ・コルドバ『キリスト教の教え』(1544年)における先住民観—「本性的平等性」の解釈を手がかりに—」『沖縄キリスト教短期大学紀要』、第39号、2011年、53–55頁。
- 46 現ベネズエラのカリブ海沿岸地域。
- 47 青野和彦「ラス・カサスのベネズエラ植民計画の理念—2つの『覚書』における共同体 (comunidad) の目標の検討を通して—」『沖縄キリスト教短期大学紀要』(第40号)、2012年、58–59頁。
- 48 青野和彦「ラス・カサスの平和的布教観の発展史的研究—3通の書簡(1531、1534、1535年)の検討を中心に—」『神学研究』(関西学院大学神学研究会)、第61号、2014年、127頁。
- 49 現ベネズエラ、スクレ州を指す。
- 50 青野、前掲「グアテマラにおけるラス・カサスの平和的布教観」、150頁。

- 51 トマスの法概念において、それは「永遠法」を分有する「自然法」と並ぶ「実定法」の1つとして位置づけられる。
- 52 大内一、染田秀藤、立石博高共著『もうひとつのスペイン史—中近世の国家と社会』、同朋社出版、1994年、108頁。
- 53 Astigueta, *op. cit.*, p.42.
- 54 *Obras completas*, t. 13, pp.61–63.
- 55 *Ibid.*, p. 50; p.56.
- 56 T. トドロフ著・及川馥、大谷尚文、菊池良夫共訳『他者の記号学—アメリカ大陸の征服—』（叢書・ユニベルシタス）、法政大学出版局、1986年、237頁。
- 57 同上、247頁。
- 58 ヴィケリーも同じ点を指摘する。Cf. P. S. Vickery, *Bartolomé de las Casas, Great Prophet of the Americas*, New York: Paulist Press, 2006, p.128. なお、ラス・カサスは『矯正論』で直接言及していないが、「イザヤ書」30：8–17を参考にした可能性がある。